

佐賀県告示第百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十二年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

伊万里市

二 都市計画事業の種類及び名称

伊万里都市計画公園事業 五・五・一号 伊万里ファミリーパーク

三 事業施行期間

平成十二年十二月十五日から

平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし